

保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）

改 正 案	現 行
<p>（資本金、基金、準備金等の計算）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項、第六十一条第一項及び第九十条第一項に規定する繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の不算入額（以下「不算入額」という。）は、価格変動準備金、支払備金、責任準備金（規則第六十一条第一号に規定する生命保険株式会社にあつては契約者配当準備金を含み、規則第三十条の五第三項に規定する生命保険相互会社にあつては社員配当準備金を含む。）及び評価・換算差額等（規則第八十六条第一項第一号に規定する評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額（ただし、当該合計額が零未満の場合は零とし、以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した残額とする（当該控除した残額が零未満となる場合は、零とする。）。ただし、事業開始後十事業年度を経過していない生命保険会社又は事業開始後五事業年度を経過していない損害保険会社については、零とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（資本金、基金、準備金等の計算）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項、第六十一条第一項及び第九十条第一項に規定する繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の不算入額（以下「不算入額」という。）は、価格変動準備金、支払備金、責任準備金（規則第六十一条第一号に規定する生命保険株式会社にあつては契約者配当準備金を含み、規則第三十条の五第三項に規定する生命保険相互会社にあつては社員配当準備金を含む。）及び評価・換算差額等（規則第八十六条第一項第一号に規定する評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額（ただし、当該合計額が零未満の場合は零とし、以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した残額とする（当該控除した残額が零未満となる場合は、零とする。）。ただし、事業開始後十事業年度を経過していない生命保険会社又は事業開始後五事業年度を経過していない損害保険会社については、零とする。</p> <p>一・二（略）</p>

三 生命保険会社（外国生命保険会社等）（保険業法（平成七年法律第五号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。）及び法第二百十九条第四項の免許を受けた者の引受社員（同条第一項に規定する引受社員をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）にあつては第四項第一号イ(1)から同号イ(2)を控除した額、損害保険会社（外国損害保険会社等）（法第二条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。）及び法第二百十九条第五項の免許を受けた者の引受社員を含む。以下同じ。）にあつては同号ロ(1)から同号ロ(2)を控除した額

四（略）

2 規則第八十六条第一項第五号、第六十一条第一項第五号及び第一百九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社（外国保険会社等）（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下同じ。）及び引受社員を含む。以下同じ。）が有するその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十項に規定するその他有価証券をいう。ただし、外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有するものに限る。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百とする。

3（略）

4 規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第一百九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、

三 生命保険会社（外国生命保険会社等）及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員を含む。以下同じ。）にあつては第四項第一号イ(1)から同号イ(2)を控除した額、損害保険会社（外国損害保険会社等）及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員を含む。以下同じ。）にあつては同号ロ(1)から同号ロ(2)を控除した額

四（略）

2 規則第八十六条第一項第五号、第六十一条第一項第五号及び第一百九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社（外国保険会社等）及び引受社員を含む。以下同じ。）が有するその他有価証券（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有するその他有価証券）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百とする（「その他有価証券」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するものをいう。以下同じ。）。

3（略）

4 規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第一百九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、

次に掲げる額とする。

一 保険料積立金等余剰部分（次に掲げる額をいう。）

イ 生命保険会社にあつては、次の(1)に掲げる額から次の(2)及び

(3)に掲げる額の合計額を控除した残額

(1) (略)

(2) 保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した保険料積立金の額に未経過保険料を加えた額又は保有する保険契約（外国生命保険会社等及び法第二百十九条第四項の免許を受けた者の引受社員にあつては、日本における保険契約）が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のうちのいずれか大きい額

(3) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下「算出日」という。）において、規則第六十九条第五項の規定に基づき追加して積み立てた保険料積立金の額を積み立てていないものとした場合に、法第二百一十一条第一項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、追加して積み立てておくことが必要である保険料積立金の額

ロ (略)

二丁五 (略)

5 前項第一号及び第五号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、算入限度額（繰延税金資産算入基準額から不算

次に掲げる額とする。

一 保険料積立金等余剰部分（次に掲げる額をいう。）

イ 生命保険会社にあつては、次の(1)に掲げる額から次の(2)及び

(3)に掲げる額の合計額を控除した残額

(1) (略)

(2) 保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した保険料積立金の額に未経過保険料を加えた額又は保有する保険契約（外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、日本における保険契約）が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のうちのいずれか大きい額

(3) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下「算出日」という。）において、規則第六十九条第五項の規定に基づき追加して積み立てた保険料積立金の額を積み立てていないものとした場合に、保険業法（平成七年法律第五号。以下「法」という。）第二百一十一条第一項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、追加して積み立てておくことが必要である保険料積立金の額

ロ (略)

二丁五 (略)

5 前項第一号及び第五号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、算入限度額（繰延税金資産算入基準額から不算

入額を控除した残額をいう。第七項において同じ。）から第一項第三号に掲げる額を控除した残額（以下「中核的支払余力」という。）を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額から当該超過する額を控除した額とする。

6～8（略）

9 第四項第五号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社の任意によるものであり、かつ、次のいずれかの場合に限り償還等を行うことができるもの限り、同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該保険会社が十分な保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府}大蔵省令第四十五号）第二条第二項、第四条第二項、第五条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。次条及び第二条において同じ。）を維持することができると見込まれるとき

二 当該償還等の額以上の額の資本金等（法第百三十条第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条第一号に掲げるものをいう。）の調達を行うとき

入額を控除した残額をいう。以下同じ。）から第一項第三号に掲げる額を控除した残額（以下「中核的支払余力」という。）を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額から当該超過する額を控除した額とする。

6～8（略）

9 第四項第五号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社の任意によるものであり、かつ、次のいずれかの場合に限り償還等を行うことができるもの限り、同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該保険会社が十分な保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府}大蔵省令第四十五号）第二条第二項、第四条第二項、第五条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。次条及び第二条において同じ。）を維持することができると見込まれるとき

二 当該償還等の額以上の額の資本金等の調達を行うとき

<p>10 (略)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>2 前項の場合における意図的に保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段が当該他の保険会社等又は子会社等にとつて次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人(法第二百十九条第一項の免許を受けた者をいう。以下同じ。)の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。</p> <p>(表略)</p>	<p>10 (略)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>2 前項の場合における意図的に保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段が当該他の保険会社等又は子会社等にとつて次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。</p> <p>(表略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------